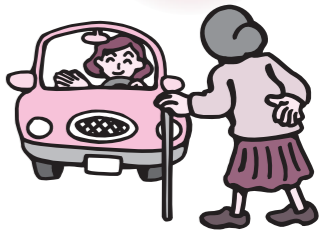


交通死亡事故が多発しています！
交通ルールを守って事故防止を心掛けましょう！

高齢者交通安全実践講習会を開催します



高齢者交通安全 実践講習会

埼玉県内の交通死亡事故の発生状況は、今年に入りやや減少していますが、人身事故件数は昨年とほぼ同様に推移しており、特に深谷市を含めた県の北部地域で交通死亡事故発生率が高くなっています。

そこで、高齢者の事故を防止するため、実践型の講習会を開催します。あなたは安全運転に心掛けていますか？ぜひ参加して自分の技術を確認してみてください。

とき 9月11日、25日、10月16日、23日 午前9時30分
ところ 深谷自動車教習所
対象 60歳以上のかた
内容 自動車コース（実技指導・講義）
申し込み 生活道路パトロール課（574 8861）へ

中小企業者向け制度融資が利用しやすくなりました

7月から融資あつせん条件を緩和し、経営者に健康上の問題がある場合など特別な事情

を除いて、市制度融資に係る連帯保証人については、原則として第三者保証人を不要としました。市内の中小企業者で、事業資金を必要とされるかたは、ご相談ください。

インフルエンザ対策本部（事務局 農業振興課・574 6648）へ

老齢基礎年金を受けるためには

- 最低25年以上、保険料納付期間が必要です
 - 国民年金保険料を納めた期間
 - 国民年金保険料の全額免除や半額免除（半額納めないと未納期間となります）、学生納付特例期間
 - 第3号被保険者期間
 - 厚生年金・共済組合の加入期間
 - 任意加入できる人がしなかつた期間（カラ期間）
- これらを合わせて、25年以上必要です。
- 原則として65歳から受けられます
- 繰り上げ請求：希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる
- 繰り下げ請求：希望すれば66歳以降に遅らせて増額した年金を受けられる
- 一度決まった支給率は、一生変わらないので注意が必要です
- 年金額は、加入可能年数（40



年間）を納めると、79万2,100円（平成18年度額）
法加入可能年数は、昭和16年4月1日以前生まれのかたは生年月日に応じて25年から39年となります

付加保険料を納めた人には、老齢基礎年金に次の額が加算されます。

付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

老齢年金の手続きは？
国民年金第1号被保険者期間のみのかた 市の国民年金係へ
その他のかた（厚生年金第3号被保険者期間のあるかた） 熊谷社会保険事務所へ
問い合わせ 熊谷社会保険事務所
所（522 5211・代表）、保険年金課（574 6641）、岡部市民環境課（585 2213）、川本市民環境課（583 2783）、花園市民環境課（584 1122）へ

申請は随時受け付け、融資審査会を開催し、融資の早期あつせんを図っています。また、小口資金、特別小口無担保無保証人資金については、平成19年3月31日までに申し込みをすると1年間利子補給を受けられます（利子補給期間中の実質金利は0%です）。

制度融資名	融資限度額	融資利率	融資期間	信用保証料
小口資金	1,250万円	1.65%	運転資金 6年 設備資金 8年	0.50～1.76%
特別小口無担保無保証人資金	1,250万円	1.65%	運転資金 6年 設備資金 8年	0.80%
中小企業近代化経営資金	2,000万円	1.50%	運転資金 10年 設備資金 12年	0.50～1.76%
中小企業緊急運転資金	300万円	1.375%	運転資金 1年	0.50～1.76%

利率は平成18年7月1日現在のものです。今後、改定される場合もあります。各制度とも埼玉信用保証協会の保証を付すことが条件となります。

申請窓口と問い合わせ 商工振興課（574 6650）へ

交通遺児等援護一時金

県交通安全対策協議会では、県民のかたを対象に、援護一時金を給付しています。

給付対象者 平成17年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下のかた（交通遺児等とは、18歳以下のかたで保護者の一方または双方が、交通事故により死亡または重い障害を生じたかたをいいます）

給付額 対象者1人につき5万円（1事故につき1回のみ）

給付時期 10月末日または平成19年4月末日

申請書類 児童課、学校などで配布します

提出期限 10月末日支給分は8月末日まで、平成19年4月末日支給分は平成19年2月末日まで

提出先 みずほ信託銀行浦和支店（〒330 0063・さいたま市浦和区高砂2-6-18・048 822 0191）に郵送または直接提出してください

問い合わせ 県総務部交通安全課（048 830 2958）へ

岡部産業振興課（585 4097）、川本産業振興課（584 1125）、花園産業振興課（584 1125）へ



ペットとして鶏を飼養している皆さんへ

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、今後も徹底的な予防対策が必要です。主に次のことに注意してください。

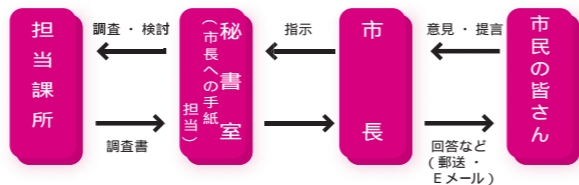
- 定期的な鶏舎の消毒
- 防鳥ネットの設置
- 鶏に接触する人の制限
- 手洗い・うがいの励行
- 専用の作業服・長靴の使用
- 飼っている鶏はよく観察し、異常を発見した場合は、速やかに連絡をしてください。また、動物愛護の観点に立ち、飼っている愛玩鶏などを捨てたり、処分したりすることのないよう、冷静に対処をお願いします。

問い合わせ 深谷市高病原性鳥

市長への手紙 ⑥



住所、氏名、年齢、回答希望の有無、ホームページ掲載の可・不可を明記の上、ご意見をお寄せください
問い合わせ 秘書室広聴係（574 - 6631）へ



市長への手紙にお寄せいただいたご意見やご提言は、このような手順で調査や検討をしています。

手紙 366-8501 深谷市仲町 11-1 深谷市長あて
FAX 574-1300
URL <https://www.city.fukaya.saitama.jp/hisyositu/form.html>